

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【本編】 II 組合監督上の評価項目 II-3 業務の適切性 II-3-2 利用者保護等 II-3-2-3 利用者等に関する情報管理態勢 II-3-2-3-2 主な着眼点 (1) (略) (2) 個人利用者に関する情報管理 ①～③ (略) (新設)</p>	<p>【本編】 II 組合監督上の評価項目 II-3 業務の適切性 II-3-2 利用者保護等 II-3-2-3 利用者等に関する情報管理態勢 II-3-2-3-2 主な着眼点 (1) (略) (2) 個人利用者に関する情報管理 ①～③ (略) ④ <u>個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</u> イ. <u>金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である利用者からPC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である利用者が明確に認識できるような仕様としているか。</u> ロ. <u>過去に個人である利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である利用者の同意を取得しているか。</u> ハ. <u>第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である利用者において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。</u> ニ. <u>第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人であ</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V 特定信用事業電子決済等代行業 V-3 システムリスク V-3-2 主な着眼点 (1) (略) (2) 情報セキュリティ管理 ①~⑫(略) <u>(新設)</u></p>	<p><u>る利用者との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。</u></p> <p>V 特定信用事業電子決済等代行業 V-3 システムリスク V-3-2 主な着眼点 (1) (略) (2) 情報セキュリティ管理 ①~⑫(略) ⑬ <u>特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した個人データの第三者提供を行う場合には、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</u> イ. <u>金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である利用者からスマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、例えば、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することなどにより、個人である利用者が、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、明確に認識したうえで同意できるような仕様としているか。</u> ロ. <u>過去に個人である利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や提供する情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である利用者の同意を取得することとしているか。</u> ハ. <u>第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の取得方法、同意の取得時機等を適切に検討しているか。また、個人である利用者が、第三者提</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強えられる等していないか。</u>